

第6章

コートジボワールにおける土地政策の変遷

佐藤 章

要約

国家の土地への介入やそれに対する社会の反応を国家・社会関係の観点から分析し、アフリカにおける近年の動きを解明するねらいのもと、本稿ではコートジボワールにおける土地政策の変遷を整理する。土地をめぐる問題は近年のコートジボワールにおいて政治的不安定化のひとつの背景をなしてきた経緯があり、今後の安定と和解を考えるうえでも最重要課題のひとつである。コートジボワールにおいてとられてきた土地政策の歴史的変遷を押さえることは、土地をめぐる問題を正しく理解し、今後の解決策を探る上で欠かせない基礎的な作業となる。本稿では主に先行研究に依拠し、とくに植民地期に力点を置きながらコートジボワールでの土地政策について法制度面を中心に整理する。

キーワード

土地政策 法制度 土地法 コートジボワール

はじめに

近年のコートジボワールの動向において土地が深く関係した出来事は、1990年代以降に始まり、2000年代に入ってから内戦にまで発展した政治的不安定化である。この政治的不安定化には、コートジボワールの国家形成に関わるさまざまな背景要因が介在しているが、土地問題はその一つをなしている。コートジボワールでは植民地期以来、南部の熱帯森林地帯においてコーヒー・ココアを筆頭とする換金作物生産が発展を遂げてきた。この発展は国内外からの大量の移住民の流入によって支えられたものであり、この結果、南部森林地帯では、在来の住民と移住民の間に土地をめぐる潜在的な対立関係が生まれることとなった。1990年代以降になると、移住民に対する敵対心が一部の地域で強く見られるようになり、排外的・差別的な性格を持つ暴力事件がたびたび発生するようになった。これらの対立には、おなじコートジボワール国民のあいだでの先住者／後住者間の対立と、外国人移住者に対するコートジボワール国民からの反感が構図として含まれる。1990年代以降の

政治的不安定化は、このような対立を背景に、政治家による動員・扇動と社会への再波及によって促進されたものであった。

コートジボワールにおける土地をめぐるこのような問題状況は、労働力の大規模な移動によって惹き起こされた入植地域でのローカルな対立状況と、ナショナルなレベルでの国民統合の問題として浮上しているものといえる。したがってこの問題は、コートジボワールにおける政治・社会の安定の鍵を握る国家運営上の最重要の論点を構成している。2011年5月にワタラ新政権が成立したことによって、2002年の内戦勃発から続いてきた深刻な不安定状態はひとまず収束したものの、和解と復興の課題は山積しており、政治的不安定化が再燃する可能性も存在する。このような状況のなか、土地をめぐる問題の解決は引き続き喫緊のものとなっている。

コートジボワールにおいてとられてきた土地政策の変遷を押さえることは、土地をめぐる問題の性質を正しく理解し、今後の解決に向けた方途を探る上で欠かせない作業となる。本稿では既存文献に依拠して、植民地期以降のコートジボワールでの土地政策を整理することを試みたい。コートジボワールの土地政策に関しては必ずしも多くの先行研究があるわけではないが、法制度の分野に関しては、植民地期から独立直後の1960年代までを扱ったLey (1972) の浩瀚な研究があり、これにBuell (1928)、Hailey (1957) での記述を補うことによって、まとまった知識を得ることができる。1970年代から1990年代にかけてはコートジボワール政府による土地制度の整備が遅れていたことが指摘されており (Le Roy 1987; Stamm 2000)、いくつかの関連法に関する断片的な情報以外に、土地に関する政策動向を知ることがやや難しい状況にある。本格的な土地法が制定されたのは1998年のことだが、同法をめぐり提起されてきた問題状況に関しては、Chauveau (2000) が的確に整理を行っている。

本稿ではこのような研究状況を踏まえ、コートジボワールの土地政策に関し、とくに法制度のあり方に焦点を置いて情報の整理を行いたい。第1節は植民地期を扱う。植民地期の土地政策は本研究会での今年度の重点研究対象であり、本稿の中心をなす。独立以後の状況は第2節で述べるが、先行研究を通して得られた情報が十分ではないことから、現時点では、1998年に制定された土地法をめぐる問題状況を簡単に整理するに留める。さらに本稿では、コートジボワールの今日的状況に深い関連を持つ同土地法について、その後の改正条文も含め本邦初訳出を行い、付録として掲載する。

第1節 植民地期コートジボワールにおける土地政策

1. コートジボワール植民地の創設 (1893年3月10日) 以前の状態

植民地という法的身分が与えられる以前に今日のコートジボワールに置かれていたフランスの拠点は、セネガルの植民地総督府の管轄下にあったため、セネガル植民地で施行されていた土地政策が理論上は適用されうる状態にあった。

アフリカ人の慣習的な保有地をヨーロッパ人に売却することをめぐってセネガル植民地およびセネガル総督府の管轄下にあったセネガル以外の地域（当時の用語では「従属地」*dépendances*）で発生していた紛争を解決するため、セネガル植民地は、植民地国家の権利は征服に基づく権利であり、征服者は自らが望む権利と現地住民に残す権利を自由に決定できるとする国際公法の考えに則って、封建時代の法理論に登場する「国家の上級所有権」（*Domaine éminent de l'Etat*）という考えをとった。これに基づき、19世紀に諸法令が整理された（*Ley 1972, 13*）。

とはいえ、国家の上級所有権の考え方に則りアフリカ人の土地を一方的に占拠・占有することはコートジボワールでは行われなかった。その当時フランスがコートジボワールに有していた拠点は、1842～1843年にアフリカ人の首長らと締結された保護領条約に根拠を持つものであったが、当時フランス海軍省はセネガル総督宛に通達を送り、フランスが首長らから許可されたのは要塞建設のための各々100平方〔単位不明〕の土地だけだという事実に照らし、フランスに委譲されたのは「外的主権」（*souveraineté externe*）だけであり、「内的主権」は現地の主権者が引き続き有しているものと法的には解釈されるとの考えを示していたのである（1843年12月22日付け通達）（*Ley 1972, 620*）。すなわち、コートジボワールでは、「フランスがコートジボワールの首長と締結した条約ではフランスは外部の主権者であり、現地の人びとと首長たちに土地権が認められていたので、現実的には国家の上級所有権にかかわる諸法制を適用することは不可能」（*Ley 1972, 14*）だとの状態にあった。

2. コートジボワール植民地創設直後

コートジボワール植民地の初代総督であるバンジェール（*Louis-Gustave Binger*）が1893年9月10日に発出した法令は、植民地のすべての土地に関してコンセッションを決定する権利とこれに対する異議申し立てを裁定する権限を植民地総督が持つと定めた。これは前述した国家の上級所有権の考えを適用したものである。しかし、1900年8月30日付けで出された新たな政令によって、コートジボワールにおいて国家の上級所有権は廃止され、代わって、フランス民法に規定のある「空き地ならびに無主地」（*terres vacantes et sans maître*）の概念が導入され、これに相当するものは国家に帰属することが定められた（*Ley 1972, 15; Buell 1928, 1022*）。

なお、このときコートジボワール植民地で施行された新しい制度の根拠となったのは、Buell (1928) によれば、フランス民法旧第 539 条 (1804 年の制定時から 2004 年 8 月 17 日に改正されるまで有効だった条文)「すべての空き地と無主地、ならびに相続者がいないか相続が放棄された死亡者の地所は公的所有地に帰属する」(Tous les biens vacants et sans maître, et ceux des personnes qui décèdent sans héritiers, ou dont les successions sont abandonnées, appartiennent au domaine public.)、ならびにフランス民法第 713 条 (1804 年の制定時から現在に至るまで有効)「持ち主のない地所は国家に帰属する」(Les biens qui n'ont pas de maître appartiennent à l'Etat.) の規定であったとされる (Buell 1928, 1022 note 3)。ただこの 2 つの民法の条文をみると、「空き地と無主地」の帰属先が、旧第 539 条では「公的所有地」、第 713 条では「国家」とそれぞれ記されており、不一致が見られる。Ley (1972) によれば、フランス民法旧第 539 条に言う「公的所有地」という表現は、事実上、譲渡可能な私的所有地も指し示していたものであり、条文の改訂過程で偶然に滑り込んだものだと考えられるという (Ley 1972, 47)。この考えにしたがえば、ここで「公的所有地」という表現が使われているとはいえ、当時のコートジボワール植民地における「空き地と無主地」が、次に述べるような譲渡不可能な公的所有地として位置づけられていたわけではないと考えておいてよいと思われる (参考までに言えば、2004 年の改正でフランス民法第 539 条は、「相続者がいないか相続が放棄された死亡者の地所は国家に帰属する」(Les biens des personnes qui décèdent sans héritiers ou dont les successions sont abandonnées appartiennent à l'Etat.) という条文に改められている)。

フランスが西アフリカに領有した複数の植民地は、1904 年 10 月 4 日にフランス領西アフリカ (Afrique occidentale française: AOF) という植民地連邦に編成替えされた。これに伴い AOF では、国家が植民地の土地を確保するために用いられてきた国家の上級所有権の考えに基づく規定が廃止され、コートジボワール植民地で 1900 年に先行して施行されていたのと同様のフランス民法に規定のある「空き地ならびに無主地」の考えが全域に導入された (Ley 1972, 15)。それと同時に、道路や水面隣接地などの譲渡不可能な公的所有地 (public domaine) と国家が譲渡可能な私的所有地 (private domaine) の区別を確立する新しい政令が発出された (1904 年 10 月 23 日) (Buell 1928, 1022-1023)。

さらにこの政令の第 10 条では、「原住民の集団的財産を構成する土地ならびに原住民集団の代表者たる原住民首長が保有する土地に関しては、閣議を経た植民地総督の法令による承認を経て初めて、個人に譲渡可能となる」と規定された。なお、200 ヘクタール未満の土地の譲渡は植民地総督が管轄するが、それを越え 2000 ヘクタールまでの土地の譲渡は、植民地総督の求めに応じ、AOF 総督の管轄とされた。この規定は、フランス当局がアフリカ人の慣習的土地保有権の存在を認識していたことを示すものと考えられている (Buell 1928, 1023)。とはいえフランス当局が、アフリカ人の慣習的土地保有権を積極的に尊重・

保全しようとしていたわけではない（次項参照）。

3. トレンスシステムに基づく登記制度の導入（1906年7月24日の政令）

AOFでは1906年7月24日の政令によってトレンスシステムに基づく登記制度が導入された。この制度のもとでは、登記によっていったん政府から土地権が認可されてしまうと、同じ土地に対してその他の者によって提起されてきた請求権が消滅することとなった。実際の所有者が他の者による登記によって自らの資産を失った場合でも、損害賠償の訴訟の提起ができるだけとなった。フランスにはトレンスシステムが存在しなかったが、アフリカ植民地への投資環境を整備するためにこの制度が採用された。この制度により慣習的土地保有権をフランス政府が認める土地権に転換することが可能になった。登記希望者は登記所（Receiver of Domains）に請求を行う。登記所は登記請求を官報に掲載し、3カ月間の異議申し立て期間が設定される。異議申し立ては裁判所によって審理され、最終決定がなされる（Buell 1928, 1030-1031）。

言うまでもなく、これはアフリカ人にとって不利な制度であった（フランス語の問題、異議申し立て期間の短さ）。アフリカ人の慣習的な土地権が侵害されることへの懸念が、植民地の行政官からも指摘された。

1915年になされた調査によれば、施行後9年間でAOFのアフリカ人に対して認められた登記は1267件であり、土地面積は合計1220ヘクタールであった。このうち251件は政府からの譲渡であり、それ以外の大半は慣習的土地保有を個人所有権に転換したものであった。登記は主に都市部の土地に対するものであり、農村部からの登記申請は事実上皆無であった。都市部に住むアフリカ人が金を借りる担保物件として土地登記を行った例もあった。ビュエルはこの制度によって、都市部のアフリカ人エリートが利益を獲得したという趣旨の指摘を行っている（Buell 1928, 1034）。

登記申請に際しては、市長や行政官から、調査に基づく証明書を発行してもらう必要があったが、しばしば行政当局は証明書の発行を制限した。また、行政当局が出した証明書を裁判所が認めない場合もあった。政府が利用を希望している土地や、申請者が現に占有しているのではない土地に対しては、アフリカ人の登記申請が認められない場合が多かった。その一つの理由は、市場価格で土地を購入するのに必要な費用を節約しようとする政府の態度である。もう一つの理由は、植民地化に伴う補償抜きに土地を確保したいという考えである。要は、原住民に土地を委ねておいても開発はされないので、自分たちで開発して富を生みだしたいという考えである（Buell 1928, 1033）。

1925年の政令によってアフリカ人側に有利になるように制度が一部改正された。これにより慣習法における所有権の証明は、登記申請を行うアフリカ人が行うこととなった。こ

れはおそらく、1906年政令のもとで生じていた市長・行政官が証明書発行に際して裁量を働かすことを排除するための改正と考えられる。とはいえ、施行後6ヵ月間になされた申請は皆無であったという（Buell 1928, 1030-1031）。

1935年11月15日に出された政令により、「10年にわたる未開発地を国家の所有地とする」という規定が導入された。「空き地ならびに無主地」かどうかの判断に関連して裁判などの紛争が頻発したことを受け、「空き地ならびに無主地」かどうかの判定のために、「10年にわたる未開発地を国家の所有地とする」という基準を導入したのがこの政令の眼目であった。しかし、この基準は、10年以上開発されていない土地の権利を国家が一方的に宣言するものであるため、事態はより悪化した。なお、当該の土地が「無主地」でないことの証明は持ち主側の責任であり、その証明は1897年10月1日政令に基づき書面でなされなければならないとされていた（Ley 1971, 15-16）。これもアフリカ人にとって不利な規制であった。

4. 「空き地ならびに無主地」に対する政府の権利の事実上の放棄(1955年5月20日政令)

1955年5月20日に出された政令は、国家の所有地に関する定義を変更するものであり、これにより国家の所有地は、民法もしくは登記制度の定める形式と条件に則って保持した不動産への権利のみと明記された。すなわち国家は、資格（titre）を有する不動産に対してのみ所有者だとされたのである。この規定によって、その土地が誰のものであるかを証明する責任は、慣習的な所有者ではなく、新たにそれらの土地を取得しようとする国家に存することになった。この点は政令に明記されているわけではないが、国家は自ら資格をもつ不動産に対してのみ所有者となるという規定に従えば、自ら所有しようとする土地に対して登記を行わねばならないからである（Ley 1971, 17-18）。空き地と無主地は国家に帰属するとした民法の規定そのものは存在したままであるが、この民法規定を根拠として国家が所有権を確立するためには、国家自らが登記申請を行わなければならないことになった。

またこの政令の第3条は、「フランス領西アフリカならびにフランス領赤道アフリカにおいて、民法規定ならびに登記制度に照らした所有下に置かれていない土地に対し、集団的・個人的に行使されている慣習的権利は確認される」（En Afrique occidentale française et en Afrique équatoriale française, sont confirmés les droits coutumiers exercés collectivement ou individuellement sur les terres non appropriées selon les règles du Code civil ou du régime de l'immatriculation）という規定によって、アフリカ人の慣習的土地保有権を確認した（Le Roy 1987, 18）。

1955年の政令は、1900年にフランス植民地当局がすべての空き地と無主地に対して主張

した所有権を放棄するものであった。AOF においてフランスは 50 年あまりのあいだに、「一方の極から他方の極へとその態度を変えた」(Ley 1972, 12) ののである。フランスがこのような態度を変えたことについては、アルジェリアの状況とは異なり、AOF では「入植者のために土地を確保する圧力がほとんどなかった」ことが背景にあったと指摘されている (Hailey 1957, 743)。また、著名な植民地行政官であったドラフォス (Maurice Delafosse) による、「(スーダンでは) 主人なき土地は寸土たりとも存在しない。所有者もしくは占有者が自らの権利を承認されていない土地は寸土たりとも存在しない」との発言に示唆されるように (Buell 1928, 1021)、フランス人行政官のあいだでアフリカ人による土地占有がひろく現実存在しているとする認識があったことも背景のひとつとして推察される。

5. 植民地期コートジボワールにおける土地政策の整理

以上の法制度面の動向から、コートジボワール植民地での土地政策についておおまかに 2 つの特徴を抽出することができる。まず第 1 に、コートジボワールは宗主国から大量の入植者がやってくるような入植植民地とはならなかったということである。上で見たとおり、フランスは当初は AOF での国家 (植民地政府) 主導の土地占有を目指す法制度を施行したが、最終的にはこの方針を断念した。フランスがアフリカ人の土地を一方向的に獲得・保有する事態は AOF では生じなかった。このため独立後においても、旧宗主国からの土地権の返還や返還地の再分配をめぐる問題が、大きな問題として噴出することがなかった。

第 2 の特徴は、第 1 の特徴を認めたとえでの留保的な特徴である。第 1 の特徴から導かれるとおり、AOF では農村部での大規模なコンセッションは多くなかった。ただ、規模は相対的に小さかったとはいえ、コートジボワールは AOF のなかではコンセッションが相対的に多くなされた植民地であった。Hailey (1957, 746) の指摘によれば、「1938 年の段階では、永続的なコンセッションは 57 件 (1 万 3035 エーカー)、暫定的なコンセッションは 693 件 (19 万 7500 エーカー) であった。1949 年には永続的なコンセッションは 20 件 (3120 エーカー) に減少し、暫定的なコンセッションは 993 件 (11 万 4317 エーカー) であった。コンセッションの大半はコートジボワールとギニアであり、バナナ、米、コーヒーのプランテーションに利用された」とされる (下線は引用者が付した)。これらのコンセッションのうちアフリカ人が獲得した分がどれだけあったのかを確認するデータは今のところないが、1906 年に施行された登記制度を通して都市部のアフリカ人エリートが利益を獲得したという指摘を Buell (1928, 1034) が行っていたこと (本節 3 で言及) を念頭に置くと、農村部のコンセッション獲得により利益を得たアフリカ人が存在した可能性がある。これは独立後にもつながるアフリカ人統治階層の形成過程にも関わる問題であり、植民地期コートジボワールにおいて土地政策が持った歴史的意義を検討する際に、念頭に置いておくべ

き点といえる。

第2節 コートジボワールの独立以後の土地政策

コートジボワールは1960年に独立したのち、自発的な開墾と小農経営を促す政策方針がとられた。広大な未開墾地の存在と国内外からの農業労働者・入植者の流入が高いペースで続いたことを背景に、コーヒーとココアを中心とした農業部門が急速な成長を遂げ、「象牙の奇跡」と称される経済成長を牽引した。

Ley (1972) ならびに Stamm (2000) によれば、1960年代には、外国の民間資本による土地獲得を制限し、国家主導の土地開発をするべく、未登記地・未開墾地に対する国家の所有権を確立する制度の導入がなされたとされる(1963年の法案ならびに1968年の政府通達)。他方、1967年には「土地は開墾者に帰属する」ものとするを定めた政令が出されている。1960年代にみられるこのような法制化の動きからは、当時のコートジボワール政府内には土地政策に関して相反する考え方が併存していたことが伺える。ただ結果的には、その当時から小農主体の農業部門が飛躍的に成長していったことから、政府の政策方針は「土地は開墾者に帰属する」ことを柱としたものとして事実上推移してきたと言える。

Stamm (2000) は農村部の土地のうち登記されたものの割合は1%に満たないものだったと記している。この指摘は、「土地は開墾者に帰属する」という政策方針のもとで、入植者による土地取得に関し国家は基本的に介入せず、慣習的なルールに委ねられてきたことを物語っている。

1990年代までには、未開墾地の減少に伴って新規の土地供給が先細る傾向が徐々に強まり、農地をめぐる争いが深刻化するようになった。このような背景を受け、1998年に新たに土地法が制定された。これにより、慣習法に基づくのではなく、近代法に基づいて土地の登記を行う方向性が公式に定められた。登記に関しては、同法施行後10年以内に慣習的土地保有権の申し立てがない土地は無主地となり、国家の処分下に置かれること、申し立てがなされた土地には慣習的土地保有を証明する証書が発行され、この証書の発行から3年以内に登記がなされなければならないことが定められた(第4、6、21条)。

しかし、新土地法は、土地の所有権をコートジボワール国民のみに制限する条項を含んでいたことから、大きな政治的論議を巻き起こすことになった。「土地は開発者に帰属する」という方針のもとで、コートジボワールでは、外国からの入植者が土地を所有しているケースが多数あったが、新土地法はこれらの外国人土地所有者に土地を相続させる権利を認めないものであった(当初の条文第26条)。折しも、同法を制定したH・K・ベディエ(Henri Konan Bédié)政権下では、「生粋のイボワール人」の優位性を謳う「イボワール人性」の

思想が喧伝されており、それと結び付くかたちで排外主義的な雰囲気醸成されていた。新土地法は、このようなイデオロギーの一環をなすものとしての性格を持っていた。

ベディエ政権が発足した 1990 年代前半からコートジボワールは政治的不安定化の時代に突入することとなった。1999 年 12 月には軍事クーデタによってベディエ政権が打倒され、2000 年 10 月に実施された民政移管選挙も数百人の死者を出す大暴動を伴った。この選挙で成立した L・バボ (Laurent Gbagbo) 政権も 2002 年 9 月から反政府軍との内戦に突入し、新たな選挙にもとづく新政権が樹立された 2011 年 5 月に至るまで、長い和平プロセスの時代を経験することになった。

このような政治的不安定化の時代を通して、新土地法は政治的対話の中心的な課題であった。まず 2001 年に開催された国民和解フォーラムでは、その最終成果である「総裁団による大統領に対する勧告決議」(2001 年 12 月 13 日公表)において、土地問題に関する決議が盛り込まれた。ここでは、①土地紛争の激増が社会平和と国家の安定の脅威となっていること、②新土地法は土地紛争の防止・調停策として現在なお有効であること、③しかし、同法の即時適用によって得られる効果を疑問視する観点から、適用延期を求める意見があること、④また、土地法を有効に機能させるための戦略の欠如ならびに施行細目の整備の遅れも指摘されていること、⑤土地法の機能不全を解消することが急務であること、からなる現状認識が示された。そのうえで、農地問題に関する全国レベルの委員会の設置、土地法に関する広報・啓発キャンペーンの実施、土地法の実効性を高めるため、土地所有権と占有権に関する政令を制定すること、とりわけ占有者の労働に対する適切な報酬について定めること、が勧告された。以上の内容は、政治的立場を超えて共有されたものであり、その後に行われることになる新土地法の見直しの基本的方針を盛り込んだものであった。だが、その後も政治的混乱が続いたことにより、実効性のある見直しは即座にはなされなかった。

2002 年 9 月に勃発した内戦では、最初の包括的和平合意である「マルクーシ合意」が 2003 年 1 月 24 日に調印され、土地制度改革のあり方に関する政治的当事者間の合意が付属議定書に盛り込まれた。ここでは、新土地法は法的、経済的に重要な分野に関する参照すべき条文を構成していることが確認された上で、和平プロセス期の国家運営を担う挙国一致政府が、①同法を漸次実行するに際しては、土地資産の真の保障が有効に行われるよう農村部住民に対して説明キャンペーンを併せて行うことが確認され、さらに、②既得権の最良の保護の観点から、同法の施行以前に認められた土地権を認められながらも、土地法第 1 条の国籍条件を満たさない所有者からの相続に関する条文(第 26 条)の改訂が提案された。

この②を受け、2004 年 8 月 14 日に新土地法第 26 条の改正がなされた。これにより、外国人の土地所有者は土地を相続者に継承することができるとする条文が盛り込まれた。これは 1998 年に制定された当初の新土地法に含まれる排外主義的な性格を大きく払拭する

改正である。ただし、相続する権利を認められるためには、あらかじめ閣議決定された名簿に掲載されている必要があることも同時に定められた。この規定は、外国人の土地所有権の認定に関して、政治的恣意や介入が入り込む余地を残すものといえる。

新土地法では土地登記の促進がもうひとつの柱であったが、政治的混乱や啓発不足などが原因となり、ほとんど登記が進展しないまま、慣習的権利の申し立て期間として設定された「公布後 10 年」という期限が 2008 年に満了してしまっていた。このような状況をうけ、2011 年 5 月に正式発足した A・D・ワタラ (Alassane Dramane Ouattara) 政権のもとで、登記期限を定めた第 6 条の改正が行われた (2014 年 8 月 23 日)。この改正により、慣習的土地保有権の申し立て期間が、今次の法改正からさらに 10 年間で改めて設定された。この改正により法律上の問題状況はさしあたり解決されたが、ワタラ大統領の強いイニシアチブでなされたこの法改正が、どれだけ実効性のある措置を伴うかどうかはいまだ未知数のところがある。再設定された向こう 10 年のあいだに土地登記が実際に進展するかどうかはいまだ懸念される状況にある。

おわりに

以上本稿では、コートジボワールの土地政策に関し、とくに法制度のあり方に焦点を置いて情報の整理を行ってきた。この作業により、植民地期から今日に至るまでの土地政策の基本的な流れは確認されたものと考えられる。

これを踏まえ、国家の土地への介入やそれに対する社会の反応を国家・社会関係の観点から分析するという本研究会の趣旨に沿った考察を行うためには、次の課題に取り組む必要があると考えられる。これはすなわち研究上のスコープに関わる問題であり、具体的には、コートジボワールの今日的動向を分析する上で土地、国家、社会の三者関係が介在するもっとも重要な問題領域ないし現象は何かを特定することである。本稿では詳しく論じなかったが、コートジボワールにおける土地をめぐる問題の位相は地域によって大きく異なる。半乾燥サバンナ帯に位置する北部はコーヒー・ココアなどの主力の換金作物生産は行われず、入植目的の移民流入は基本的には起こらなかった。南東部は植民地期からの換金作物生産の先進地域であり、一定の移民流入を経験したものの、生産の主力は従来からの住民が担う傾向がみられる。これに対し、南西部は国内外からの入植がもっとも盛んに行われるかたちで新規開墾が大規模に展開された。これにより従来からの住民よりも入植者の方が多数を占めたり、経済的な地位も高くなったりする傾向があると言われる。

すなわち、コートジボワールにおいて、土地をめぐりもっとも劇的な社会変容を経験しているのは南西部である。南西部地域はまた、有力な政治指導者を輩出したり (軍事政権

首班とバボ大統領)、住民間の暴力事件がもっとも激しく起こったりするなど、1990年代以降の政治的不安定化において大きな焦点となる地域であった。土地、国家、社会の関係を問うという研究視点は、南西部地域での社会変容過程を解明するのにもっとも強い有効性を持つと考えられる。

参考文献

【外国語文献】

- Buell, Raymond Leslie 1928. *The Native Problem in Africa* (2 vols). New York: The Macmillan Company.
- Chauveau, Jean-Pierre 2000. “Question foncière et construction nationale en Côte d’Ivoire: Les enjeux silencieux d’un coup-d’état.” *Politique africaine* (78): 94-125.
- Colin, Jean-Philippe and Mourad Ayouz 2006. “The Development of a Land Market? Insights from Côte d’Ivoire.” *Land Economics* 82(3): 404-423.
- Crook, Richard, Simplice Affou, Daniel Hammond, Adja F. Vanga and Mark Owusu-Yeboah 2007. *The Law, Legal Institutions and the Protection of Land Rights in Ghana and Côte d’Ivoire: Developing a More Effective and Equitable System (IDS Research Report 58)*. Brighton: Institute of Development Studies
(<http://www.ids.ac.uk/idspublication/law-legal-institutions-and-the-protection-of-land-rights-in-ghana-and-cote-d-ivoire-developing-a-more-effective-and-equitable-system>)
- Hailey, Lord. 1957. *An African Survey: A Study of Problems Arising in Africa South of the Sahara* (Revised 1956). London, New York and Toronto: Oxford University Press.
- Le Roy, Etienne. 1987. *La réforme du droit de la terre dans certains pays d’Afrique francophone (FAO étude législative 44)*. Rome: FAO. (<http://www.fao.org/docrep/012/ak479F/ak479F.pdf>)
- Ley, Albert. 1972. *Le régime domanial et foncier et le développement économique de la Côte d’Ivoire*. Paris: R. Pichon et R. Durand-Auzias.
- Stamm, Volker. 2000. *Plan foncier rural en Côte d’Ivoire : une approche novatrice*. London: International Institute for Environment and Development.
(<http://pubs.iied.org/X171IIED.html?a=a>)

付録資料

農村部不動産所有地に関する 1998 年 12 月 23 日付け第 98-750 法 (改正 : 2004 年 8 月 14 日 ; 2013 年 8 月 23 日)

第 1 章

農村部不動産所有地の定義と構成

第 1 節 定義

第 1 条 農村部不動産所有地を構成するものは利用地と未利用地のすべてであり、利用の性質は問わない。

農村部不動産所有地はすべての個人もしくは法人が入手可能な国の財産である。ただし、その所有者として認められるのはコートジボワールの国家、公共団体、個人のみである。

第 2 節 構成

第 2 条 農村不動産所有地は以下のすべてを満たすものである。

- － 公有地の外にある
- － 市街区域の外にある
- － 公的に設定された国土整備地域の外にある
- － 国有林の外にある

農村不動産所有地は以下のものである。

永続的資格 :

- － 国家が所有する土地
- － 公共団体ならびに個人が所有する土地
- － 無主地

暫定的資格 :

- － 慣習的所有地
- － 国家によって公共団体ならびに個人に払い下げられた土地

第 3 条 慣習的所有地とは、以下の権利が行使されている土地のすべてである。

- － 伝統に適った慣習的権利
- － 第三者に譲渡された慣習的権利

第 2 章 農村部不動産所有地の所有権、譲渡、移転

第 1 節 農村部不動産所有地の所有権

第 4 条 農村部不動産所有地の土地所有権は、本目的のために行政当局が設ける土地不動産登記簿に当該地を登記することによって、また慣習的所有地の場合は土地証書によって、それぞれ成立する。

土地証書の保有者は、証書の取得日から起算して 3 年以内に当該地を登記しなければならない。

第 5 条 農村部不動産所有地の土地所有権は、購入、相続、生前贈与ないし遺言による贈与、債務の履行によって移転される。

第 6 条 持ち主のない土地は国家に帰属し、本法第 21 条の定めにしたがって管理される。これらの土地の登記は貸借者・購入者の費用負担によって行われる。

相続対象となつてから 3 年以上相続の宣言がなされていない土地に加え、以下は無主地と見なされる。

- 本法公布後 10 年後まで、紛争なく持続的に行使された慣習的権利の申し立てがなかつた慣習的所有下にある土地
- 所定の期限から 3 年を過ぎても譲渡書が定める開発目的を実現することができていないコンセッション権が行使されている譲渡地

持ち主の喪失は行政文書によって宣言される。

第 6 条 (新) (2013 年 8 月 23 日付け)

(条文未入手：慣習的土地保有権の猶予期間延長をこの度の法改正から 10 年間とする。コンセッション権が行使されている譲渡地についての猶予期間をこの度の法改正から 5 年とする)

第 7 条 慣習的権利は、所定の計画の実施もしくは関係者からの要請にしたがって、行政当局もしくはその代理人ないし関係する村評議会によって実施される公式調査によって宣言される。

調査方式は閣議決定された政令が決定する。

第 8 条 持続的かつ紛争なく慣習的権利が存在することの宣言により、行政当局が集団別もしくは個人別の土地証書を発給し、これにより政令が定める条件に従った登記手続きが

可能となる。

第9条 集団別土地証書は、法人格を持つ公的・私的団体もしくは所定の手続きによって権利を持つと特定された非公式の集団の名前で作成される。

第10条 前条に言う集団は、成員によって指名された一名の管理者によって代表され、その人物情報が土地証書に記載される。

集団は、共同体の土地に対し集合的な権利を行使する団体を構成する。

土地証書の取得により、取得集団は出廷や土地管理に関するあらゆる行動を取る法的権限が与えられ、その権限は証書が共和国官報に掲載されたときに生ずる。

第2節 農村部不動産所有地の譲渡

第11条 譲渡された農村部不動産所有地とは、本法の公布日以前に国家によって暫定的に譲渡された土地を指す。

第12条 未登記地を譲渡されている者は自らの負担において当該地の登記を行わねばならない。

登記申請は共和国官報に掲載される。また、県庁、準県庁、村、農村共同体、レジオン、コミューン、農業会議所に掲示され、3カ月間の異議申し立て期間が設定される。

異議申し立ての終了と地籍確定作業の完了ののち、すべての利用権を取り除かれた土地として登記される。

異議申し立てがあった場合、閣議決定された政令が定める手続きに則り、管轄当局が裁決する。

第13条 農村部不動産所有地の管理に携わる行政当局が別途定める場合を除き、本法第12条に言う登記は国家の名においてなされる。

国家の名において新たに登記された土地は、第21条に言う以前の被譲渡者に賃貸ないし売却される。

第14条 登記された土地を譲渡された者は、自らの利益となるよう本法第21条を適用することを行政当局に請願しなければならない。

第3節 農村部不動産所有地の譲渡と継承

第15条 国家の名において登記された土地の賃貸契約は、譲り受ける者からの求めがあり、名義変更が第三者の権利を侵害しない場合に、行政当局によって名義変更が行われる。

暫定的な譲渡地の名義変更をすることはできない。

賃借者が契約を直接譲渡することと又貸しを禁ずる。

第16条 農村部の土地の所有者は、本法第1条の定める範囲において土地を自由に処分できる。

第17条 土地証書は、行政当局が正式に発行した書状によって、第三者に対して、もしくは集団別土地証書の場合には、集団の一成員か他の集団に対して、本法第1条の定める範囲において、全部もしくは一部を譲渡することができる。

第3章 農村部不動産所有地の開発と管理

第18条 農村部不動産所有下にある土地の開発とは、農業開発行為ないし環境を保持しながら行われるその他すべての行為であって、現行の法律等に準拠して行われるものの結果を言う。

農業開発行為とは主に以下を指すが、本列挙は制約的なものではない。

- －耕作
- －家畜・野生動物の畜養
- －森林の保全・育成・創成
- －水産養殖
- －農業関連の設備建設と土地改修
- －植物園・動物園
- －農産物の保管・加工・流通に関する建物

第19条 行政当局は、開発計画ならびに一般の利益の実現を促進するため、集団・個人に持つ所有権にかかわらず、所期の計画や環境に対する害悪をなす行為を禁ずることができる。

第20条 国家を除く農村部不動産所有下にある土地の所有者は、本法第18条にしたがって所有地の開発を行う義務を持つ。所有者の行為は、閣議決定された政令が定める条件に従い、当局によって制約されることがありうる。

第21条 本法および現行の法律等の定めるところ、ならびに政令によって将来的に定められるところに従い、行政当局は、国家の名において登記された農村部不動産所有下にある土地を自由に管理する。

第22条 第21条に言う管理行為にあたるのは、行政当局と関連する法人・個人とのあいだで直接に締結される契約である。

貸借契約は有期のものとし、開発に関する義務条項を含む。義務条項に不履行がある場合、契約は無条件で解約されるか、十分に開発された状態に完成されるものとする。

契約におけるその他の条項の不履行も同様に解約事由となり得る。

この場合、賃借者によってなされた構築・修繕は、競売を通して選ばれた新しい賃借者に対して国家によって委譲される。競売代金から諸費用と債務を差し引いた額は、当初の賃借者に還付される。

第4章 金融と財政に関する措置

第23条 国家が持つ農村部不動産所有下にある土地の賃借は、財政法が定める積算基準から算出された賃料の支払を通してなされるものとする。

第24条 農村部の土地を持つ団体ならびに個人の所有者は、法によって定められる農村部土地税を納付しなければならない。

第25条 賃料ならびに第23、24条に定める税の不払いの場合、さらに現行法に基づく司法的追及の場合には、賃借者が施した構築・修繕は国家の抵当を構成し、第三者の抵当権がされている場合でも、国家の債権が最優先される。

第5章 暫定的措置

第26条 本法施行以前に個人・法人によって取得された農村部不動産土地所有下にある土地の所有権であって、本法第1条に定める所有権取得のための条件を満たさないものは、個人的な資格で維持される。

これらの所有権者の相続者であって、本法第1条に定める所有権取得のための条件を満たさないものは3年間の猶予期間を享受でき、その間に、本法第16条が定める条件にしたがって当該地を譲渡するか、もしくは、譲渡可能な長期賃借契約の形態で当該地の賃借を受ける条件付きで国家に対し土地の返還を行う旨行政当局に宣言を行うものとする。

本法に基づく定め適用のもとに所有権を維持する社会であって、かつ本法第1条が定める取得条件を満たさないものに土地を譲渡することを希望するものは、指定された被譲渡者が長期賃借契約を締結できるとする条件付きで、国家に対し土地の返還を行う旨行政当局に宣言を行うものとする。

第26条（新）（2004年8月14日付け第2004-412法）

本法施行以前に個人・法人によって取得された農村部不動産土地所有下にある土地の所有権であって、本法第1条に定める所有権取得のための条件を満たさないものは、維持さ

れる。本規定に該当する所有者は、閣議決定された政令で確立される名簿に掲載される。

本法施行以前に個人によって取得された所有権は、相続者に継承可能である。

法人は、本法施行以前に取得された所有権を自由に譲渡することができる。但し、被譲渡者が本法第1条に定める所有権取得のための条件を満たさない場合は、譲渡しようとする法人は、指定された被譲渡者が長期賃貸契約を締結できるとする条件付きで、国家に対し土地の返還を行う旨行政当局に宣言を行うものとする。

隣接する区域の農村土地証書の保持者は、個人、集団を問わず、本法が指示する個人・法人に帰属する土地のあらゆる取引のうち、譲渡が計画されている区画に対する先買い権を行使することを強く要請される。

先買い権は、売却公告ないし売却意志の表明から6ヵ月以内に行使される。

第6章

総則

第27条 完全な所有権を認められた農村部の土地の合理的な利用に関する1971年7月12日付け第71-338法ならびに本法に矛盾するすべての措置は廃止する。

第28条 本法の施行に関しては別途政令で定める。

第29条 本法はコートジボワール共和国官報にて発布され、国家の法として執行される。